



広運整第67号  
平成28年5月12日

広島県自動車車体整備協同組合理事長 殿

中国運輸局広島運輸支局長



「不正改造車を排除する運動」の実施について（依頼）

新緑の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。  
また、平素は、国土交通省の運輸行政に対しまして深いご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の自動車保有台数は、平成27年12月末現在で8,100万台を超えており、自動車が国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっています。

しかしながら、暴走行為、過積載運行等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化が深刻な社会問題となっており、その排除が強く求められています。

また、最近では、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられるところです。

このため、平成28年6月1日から6月30日までの1ヶ月間「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、不正改造車についての認知度を高め、車両の安全確保・環境保全を図り、国民の安全・安心の確保を図ることとしていますので、貴職におかれましても、格段のご協力を賜りますようお願いいたします。

つきましては、大変恐縮ですが別添のポスターの掲示及びチラシを窓口に備えていただくとともに、別紙の広報内容を広報紙等へ掲載していただき、本運動の趣旨を一般に周知していただければ幸いに存じます。

詳しい情報はこちらから「[www.tenken-seibi.com](http://www.tenken-seibi.com)」

国土交通省からのお知らせ

## 不正改造車排除強化月間

期 間 平成28年6月1日～6月30日

我が国の自動車保有台数は、平成27年12月末現在で8,100万台を超えており、自動車が国民生活に欠かせない移動手段となっている一方、交通事故の発生状況は依然として厳しく、また、交通量の多い地域における自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となっています。

特に、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、誤認を招く灯火の色の変更、土砂等を運搬するダンプのリアバンパの切断・取り外し、騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し又は基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両は、国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が求められています。また、大型車の速度抑制装置（スピードリミッター）の解除又は不正な改変等の不正改造が社会的な問題となっており、生活の安心を確保するためにも、その排除が喫緊の課題となっています。

国土交通省では、このような状況を改善し、車両の安全確保及び環境保全を図ることにより、国民の安全、安心を確実に確保していくため、平成28年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することとし、特に6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組むこととします。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから [「www.tenken-seibi.com」](http://www.tenken-seibi.com)

不正改造車・迷惑黒煙に関する情報・ご相談等は、下記までお寄せ下さい。

迷惑改造車・迷惑黒煙相談窓口（「不正改造車・黒煙110番」）

中国運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課

TEL 082-228-9142

中国運輸局 自動車技術安全部 技術課

TEL 082-228-9143

中国運輸局 広島運輸支局 整備部門

TEL 082-233-9169

# 安全確保と公害防止のために

危険も処罰も待っている、不正改造



不正改造車・迷惑黒煙に関する情報・相談は  
下記にナンバープレート等を連絡して下さい。

## 連絡先（不正改造車・黒煙110番）

中国運輸局 広島運輸支局 整備部門	TEL 082-233-9169
中国運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課	TEL 082-228-9142
技術課	TEL 082-228-9143

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/02altered/call110.html>

携帯、スマートフォンからはこちら →





うるさい!!  
近所迷惑!!

違法  
マフラーの  
排除対策を強化!



あなたは  
まわりからうるさいとNOISE  
取付を主張するかもね?

**STOP!!**  
**THE不正改造**

**不正改造は犯罪です!**

交換用マフラーのカスタマイズは基準適合品をお使い下さい。

# マフラー(消音器)に対する騒音対策

適用時期

平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

基準に適合しないマフラーを装着して公道を走ることはできません。

## 1 バッフル等の騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着が禁止

### 不適合事例

■マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの

(例) マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



## 2 新車段階に加え、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

※自動車及び原動機付自転車が規制対象

(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5トンを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)

### 基準に適合するもの

#### (1) 次のいずれかの表示があるマフラー

(イ) 自動車製作者表示(車両型式認証を受けた自動車等が備える純正マフラーに行う表示) (例) 自動車メーカー商号、商標等

(ロ) 装置型式指定品表示(装置型式指定を受けた騒音防止装置に行う表示) (自マーク)



(ハ) 性能等確認済表示(確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示)



(第1種後付消音器の性能等確認済表示の例)

確認機関の略称のサンプル例



(ニ) 協定規則適合品表示(Eマーク)



(ホ) 欧州連合指令(EU指令)適合品表示(eマーク)



(数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。)

#### (2) 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

(イ) 加速走行騒音レベルが82dB(原動機付自転車は79dB)以下である自動車等

■公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

(ロ) 加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等

■外国の法令に基づく書面又は表示で確認出来ます。例えば、以下のものがあります。

(ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。)

・COCペーパー(EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書)

・WVTAラベル又はプレート(EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの)

参考:不正改造に関する罰則

不正改造車の使用者

整備命令の発令  
→整備命令に従わない場合については  
50万円以下の罰金

不正改造を実施した者

6ヶ月以下の懲役又は  
30万円以下の罰金